

平成27年 9月16日

外務員各位

市民火災共済生活協同組合
事務局 長

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について（お知らせ）

日頃は、当組合の事業運営につきまして格別なるご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバー制度が平成28年1月から運用開始されることに伴い、外務員個人のマイナンバー（※参照）を、当組合が取得させていただき「平成28年分 給与所得の源泉徴収票」へマイナンバーを記載することとなる見込みです。

現在、予定しておりますマイナンバー取得等のスケジュールについては、別紙のとおりですが、詳細は順次ご連絡します。

なお、マイナンバーの取得方法、保管等については、厳正に管理するため専門の業者へお願いする方向で検討中です。

また、支払時期の関係で、本年10月1日以降に取扱いをした新規、再・継続契約に対する外務員給与（別紙参照）が含まれますので念のため申し添えます。

※ マイナンバーとは、平成27年10月以降、全市民あてに各区役所から送付されてくる「通知カード」に記載されている12桁の個人番号をいいます。

(庶務・企画担当)

(経理・管理担当)

マイナンバーの詳しいお問い合わせについては、次の機関でも行っています。

公式サイト


マイナンバー

検索

公式 Twitter

お問合せ

コールセンター (全国共通ナビダイヤル) マ イ ナン バ ー

 **0570-20-0178**

平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、

050-3816-9405におかけください。

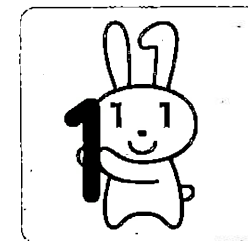
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応。

内閣官房社会保障改革
担当室(番号制度)

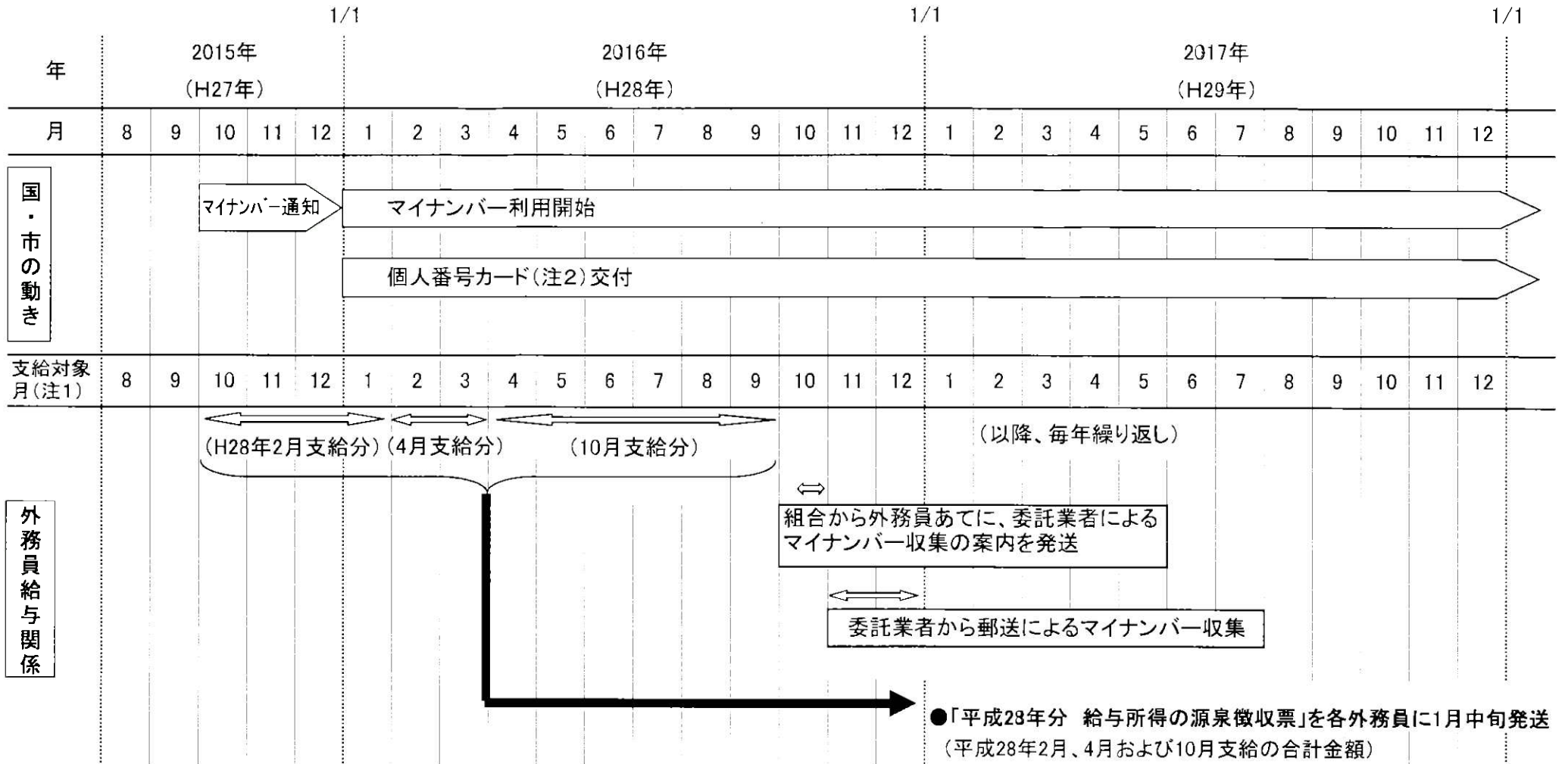
@MyNumber_PR



マイナンバー ツイッター

検索

マイナンバー対応スケジュール表



(注1) 支給対象月とは、外務員が集金した共済掛金を、連絡所において日報に計上した月をいいます。

(注2) 個人番号カードとは、通知カードとは別に送付される顔写真付のカードです。(希望者のみ)